

介護予防でいきいきとした生活を

市では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、介護予防の推進に取り組んでいます。

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線587）へ。

介護予防サービスで生活機能の改善をしましょう

保健・医療の専門職による、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中型の介護予防サービス（通所型サービスC事業）を実施します。場所、期日などは、表のとおりです。

募集人数＝各20人

費用＝介護保険負担割合証に応じて、1回につき事業費（3,500円）の自己負担分（1～3割）

対象＝要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者※基本チェックリストは、長寿支援課、新里・黒保根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。

申し込み＝担当ケアマネジャーに相談のうえ、ケアプランと申請書を長寿支援課へ提出してください。

●運動器の機能向上プログラム

機能訓練指導員認定柔道整復師などによる体操や筋力向上のための運動を行います。※送迎は要相談

事業所名	場所	期日／時間
桐生・みどり市柔道整復師会	青年の家	① 5月14日から7月16日までの毎週火曜日／午後1時30分から ② 平成32年1月～3月※詳細は広報きりゅうでお知らせする予定です。

●複合型プログラム

理学療法士または作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などによる、運動・栄養・口腔についての講話や実習を行います。※送迎対応します（送迎範囲は要相談）。



事業所名	場所	期日／時間
医療法人山育会 日新病院	日新病院（菱町三丁目）	5月13日から7月8日までの毎週月曜日、7月17日（水）・22日（月）・29日（月）／午後3時から
医療法人社団 にいさと会 介護老人保健施設さくら苑	新里総合センター（新里町武井）	① 6月6日から8月29日までの毎週木曜日※8月15日を除く／午前10時から ② 平成32年1月～3月※詳細は広報きりゅうでお知らせする予定です。
社会福祉法人 希望の家 デイサービスのぞみの苑	特別養護老人ホームのぞみの苑（相生町五丁目）	5月15日から7月31日までの毎週水曜日／午前10時から

高齢者ボランティアポイント事業を開始します

高齢者が特別養護老人ホームなどで行うボランティア活動に対して、換金可能なポイントを付与する高齢者介護サポーター事業の内容を充実し、「高齢者ボランティアポイント事業」として新たに事業を開始します。

4月からは、60歳以上の人が行う次のボランティア活動がポイント付与の対象になります。

① 高齢者介護サポーター活動（介護保険施設などで行

う介護支援活動）

② 介護予防サポーター活動（介護予防教室の運営補助、長寿センターなどで行う介護予防体操の普及活動）

③ 脳トレーニングリーダー活動（介護予防教室の運営補助）

問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線587）または桐生市社会福祉協議会（☎46-4165）へ。

福祉助成制度

高齢者や障害のある人などを対象とした、さまざまな福祉助成制度があります。下記内容のほか、所得などに応じて利用要件が設けられている場合があります。詳しいことは、各担当課へお問い合わせください。



	内容	問い合わせ
ひとり暮らし高齢者無料入浴券	65歳以上の一人暮らしの人に、市内の公衆浴場などで使える無料入浴券を交付	長寿支援課長寿支援係 (☎内線556・557・587・588)
鍼灸・マッサージサービス受療券	70歳以上の人に、市内の施術所で使える800円の助成券を交付	
介護用車両購入費補助	車いすを使用する65歳以上の人などを介護する家族に、介護用車両購入・改造費の一部(10万円まで)を補助	
住宅改造補修費補助	60歳以上の人のみで暮らす所得税非課税世帯に、住宅バリアフリー改修工事費の一部(20万円まで)を補助	
緊急通報装置貸与事業	65歳以上の要支援・要介護認定者だけで暮らす世帯などに、簡単な操作で消防本部への緊急通報を行える装置を無料で貸し出し※要件に当てはまらない65歳以上の方は、自己負担(住民税課税者は5万4,324円、住民税非課税者は2万5,000円)により設置可	
「食」の自立支援事業	65歳以上の高齢者のみ世帯または身体障害者で調理が困難な人に、週2回の昼食配達・安否確認	
在宅ねたきり高齢者調髪利用券	6か月以上寝たきりの65歳以上の人に、訪問理・美容を無料で受けられる利用券を交付	
在宅ねたきり高齢者紙おむつ利用券	65歳以上の要介護度4・5で、6か月以上寝たきりの人を在宅で介護する家族に、紙おむつ等と交換できる3,000円の助成券を交付	
徘徊高齢者探索システム費用助成	認知症による徘徊行動のおそれがある65歳以上の人を介護する家族に、探索システムの利用に係る登録費用などを助成	
福祉タクシー券	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ在宅の人に、初乗り料金が無料になる福祉タクシー券を交付※自動車税の減免を受けている人は除く	
重度障害者移動支援	身体障害者手帳1・2級を持ち、一般の交通手段の利用が困難な在宅重度障害者などに、リフトやスロープ付乗用車などを運行して移動を支援※自動車税の減免や福祉タクシー券の交付を受けている人は除く	
じん臓機能障害者等通院交通費助成	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、通院による人工透析治療を受けている人などに、通院交通費を補助※住民税非課税者のみ	
福祉車両の貸し出し	車いすを使用する身体障害者などに、車いすからの移乗を補助する助手席回転シート付車両を貸し出し	
在宅重度障害者(児)紙おむつ等サービス利用券	3歳以上65歳未満で在宅生活の重度障害者、同居の介護者に、紙おむつと交換できる3,000円の助成券を交付	
福祉医療費助成制度	重度障害者などの医療費を認定により助成	医療保険課医療助成係 (☎内線260)

介護予防教室の 受託事業者を 募集します

介護保険法に基づき、65歳以上の高齢者を対象とした介護予防普及啓発のための教室を実施するにあたり、業務を委託する事業者を募集します。

委託内容Ⅱ介護予防プログラムの提供(運動器の機能向上を必須とし、栄養改善・口腔機能向上・認知症機能低下予防の項目を組み合わせて実施)

期間Ⅱ7月～平成32年3月(1コース5日間)

対象Ⅱ介護予防マニュアルに沿った運動指導ができる従事者がいる事業所や団体など
募集数Ⅱ市内の各日常生活圏域に各1か所で1事業者1教室を予定

申し込みⅡ4月26日(金)までに、申請書を市役所1階長寿支援課へ提出してください。募集要項と申請用紙は、4月8日(月)から19日(金)までの間、同課で配布します。市ホームページにもあります。

問い合わせⅡ長寿支援課長寿支援係(☎内線587)